

書評

吉井昌彦『ルーマニアの市場経済移行—失われた90年代?—』
(勁草書房、2000年)

寺岡 寛

1. 本書の背景と構成

1990年代はいわゆる旧社会主義圏にとって、大変革の10年であった。ここに紹介するルーマニアもそうであった。この変革過程は一般に計画経済から市場経済制度への転換であり、国内のさまざまな混乱が予想され、事実、そのようになつた。国営企業の民営化と私企業制度の導入が、いろいろな政策の下に実施されてきた。

評者の関心領域である中小企業政策に関するもので、市場経済の重要な要素として中小企業が重視され、これを促進する政策が構想・模索され、実施に移されてきた。ここに紹介する本書は、ルーマニア経済のマクロ的変化を追いつつ、こうした市場経済制度導入の影響と課題を探り、中小企業政策についても頁を割いている。以下では、ルーマニアの中小企業政策を中心に本書を紹介しつつ、旧社会主義圏からのいわゆる移行経済における中小企業問題と中小企業政策の課題をさぐりたい。本書の構成はつぎのようになっている。

はじめに

第Ⅰ部 社会主義経済システム崩壊と市場経済移行

第1章 社会主義経済システム崩壊と比較経済体制論（1）

第2章 社会主義経済システム崩壊と比較経済体制論（2）

第3章 旧社会主義国の中経済システムへの移行スピードと移行費用

第Ⅱ部 ルーマニアにおける市場経済移行の進展

第4章 ルーマニアにおける改革プログラム

第5章 ルーマニアにおけるマクロ経済安定化

第6章 ルーマニアにおける私有化の進展と問題点

第7章 私有化の再スタート

第8章 産業政策

第9章 中小企業政策

2. 市場経済体制転換をめぐる問題

社会主義経済圏の研究者の多くは、いわゆる「比較経済体制論」の領域に属した。問題はこの比較すべき諸国が一部を除き、1980年代後半から1990年代はじめにかけて雪崩を起こしたように市場経済体制への転換をはかった。と同時に、比較経済体制論研究者の研究領域も比較体制論から、旧社会主義の市場経済体制転換パターン自体の比較研究に移行した感もある。

社会主義経済の崩壊の原因をめぐっては、著者も整理するように、①計画経済を支える情報処理能力が中央機関になかったこと、②国営企業などへの「予算制約がソフトであるとき、企業は国の温情主義に基づく事後的な救済を当てにして財務状況を無視した支出計画を立て、できる限り多くの納入物を手に入れようとするため、需要が飽和することのない需要超過型経済あるいは『不足』経済が成立」していたこと、③「社会主義経済システムの下にある企業は、破産あるいは倒産という規律に直面していないため、経済は非効率にならざるを得なかった・・・現実に存在した社会主義経済システムは、資本家階級を廃絶するとともに、労働者階級の失業の根絶をその課題とした。そして、失業を根絶するために、企業破産・倒産を回避するという政策が実施されたことが底流にあった。

つまり、それはハンガリーなどでは私企業設立が認められつつも、「生産手段が国有化され、基本的に企業設立の決定権あるいは主要な開発プログラムの選択権が国家の下にある社会主義経済システムでは、長期的な経済ダイナミズムを確保しえない」という制度上の欠陥に起因したとされる。こうした制度をもつ経済システムからの転換での課題は、「企業設立の権限を中央計画機関から切り離し、資本市場を創設することが必要で」あり、また、「当面のマクロ経済安定化を終えた後、今後の高度情報化・マルチメディア社会に適合した柔軟なマクロ経済管理システム、企業管理構造、金融組織をいかに早急に作り上げができるかというところにある」とする主張が、本書の中核部分であり、ルーマニアを中心に実態経済と政策のずれ、その課題が明らかにされる。

もっとも、こうした「移行問題」は、その移行スピードとその代償に関してはさまざまな側面があり、中東欧諸国を一律に論じられないとするのが著者のスタンスである。移行スピードにより著者は三つの国別類型を提示している。

①ショック療法あるいはビックバン型（短期集中型移行戦略、著者は「ワン・ショット戦略」と呼ぶ）一価格の自由化、貿易の自由化、為替レートの切り下げを短期集中に実施、IMF主導型の戦略と理解される（「この資金の中心となる部分を提供するIMF（国際通貨基金）が、多くの場合、資金供給に際しワン・ショット戦略の採用を求め、マクロ経済安定化政策の実行を中心として経済パフォーマンス・クライテリアを満たさない場合には資金供給を行わない立場をとっているためである」）。ポーランド、旧ユーゴスラビア、チコ・スロバキ

ア、ロシアが該当国である。

②漸進主義型移行戦略—ハンガリーが該当国である。

③中間型—「ルーマニアは、価格改革、実質為替レートの規制撤廃を2年間かけて段階的に行ってきたという意味で、ワン・ショット戦略と漸進主義的戦略の中間的な戦略を採用」。

これらの戦略に対する著者の評価では、一見、漸進型が成功であり、ワン・ショット型が混乱をもたらしただけで失敗のような観があるが、これに意義を唱える。この根拠の一つはGDP統計などの不正確さであり、もう一つの点はワン・ショット戦略といわれつつも、実際にはそれが不十分にしか実施されなかったことであるとされる。

統計についてみれば、一般に「移行期においては生産高は過小評価されること、そして物価上昇は過大評価されること」。実際、移行期でのヤミ経済部門が著しい拡大をみせたことは周知の事実であり、これが課税忌避から経済統計に不正確にしか反映されていないこと。必然、移行前に恣意的に高めに加工された統計が、移行後は低めに計算され、実態以上に経済成長率の低下となつたこと。ワン・ショット戦略の不十分さはいうまでもなく各国の政治状況でもあった。この他に留意すべき点とされるのは、1991年のコメコン消滅であり、「社会主义分業体制が崩れ、中東欧諸国からは旧ソ連邦よりの燃料・エネルギーの、旧ソ連邦からは中東欧諸国よりの機械・資財の補給体制が消滅したしまった」ことで、他国からの輸入に依存せざるを得なかつたため外貨事情が悪化したと同時に、旧ソ連という主要輸出先を失つたことの影響が大きかったとされる。

3. ルーマニアでの移行問題

1989年12月のチャウシェスク政権崩壊によるルーマニアの社会経済体制の変換は、まずは翌年の農業分野での小規模私的宅地付属地経営の許可、私企業設立の許可（最大20人までの雇用）、外国資本企業の設立許可などであった。吉井はこの一連の措置を「緊急措置を場当たり的に行ったもので、何か必要な政策パッケージを念頭に置きとられたものではなかつた」と評価する。

当時の政策には、1990年5月の「ルーマニアにおける市場経済化に関する戦略概要」、同年8月の「経済・社会改革プロジェクト調整プログラム」があった。前者は「政府決定に基づいて作成されたにもかかわらず、政府の正式経済改革プログラムとはならず」、後者の調整プログラムが承認された経緯があった。これは「西側支援を得るためにより急進的なプログラムが必要であると考えられたためと」と著者はみる。なお、国営企業の私有化に関しては、ルーマニアの場合、会社資本額の30%に相当する証券が国民へ無償配布されつつ、これに付随していろいろな制度改革が法律公布という形で実施された。

では、ルーマニアのマクロ経済安定化はどうであったのか。前述の調整プログラムなどにマクロ経済安定化政策の必要性への言及がなかったことにふれ、この背景として、市場経済体制への

転換へのルーマニア側の楽観的見方、「ポーランドや旧ソ連邦とは異なり、前政権から引き継いだマクロ経済の不均衡は顕在化していなかった」こと、チャウシェスク革命の反動へのバラ色的将来像の提示の必要があったことなどが指摘される。だが、実際には、まずは価格自由化と為替レート引き下げによる急激な物価上昇にルーマニア経済は見舞われることになった一方で、工業生産は大幅減少を経験した。

工業生産の低下・低迷の原因として、①技術革新の遅れによる国際競争力の低下、②企業間未払い負債の累積、③為替レートの不安定化、が指摘される。つまり、移行期の第一ラウンドである1992年までの状況を、著者をつぎのように総括する。

「ルーマニアの市場経済移行は、他の中東欧諸国と同様に、基本的にはIMFのラインに従って行われており、短期間に市場経済の基礎作りを完了させるためにさまざまな経済改革を行い、それをマクロ経済安定化政策で支えるというものである。しかしながら、価格政策、為替レート改革を見ても、それらは段階的に実施され、『ショック療法』のようにワン・ショットで行うという政策は選択されなかった」。

このあとの「第二ラウンド」では、インフレ抑制のための緊縮財政が取られる一方で、投資促進のための財政を緩めるような矛盾した政策がとられるなど、混乱が続いた。

さて、国有企業の私有化であるが、既述の企業資産の30%という数字については、「旧国有企業の形態変化に際して注意しておかなければならぬのは、企業の資産再評価は行われなかつたことである。公社および会社の資産額は、原価計算が恣意的で減価償却がほとんど行われていない社会主义国有企業時代の簿価に基づいて決定されたため、極端に言えば無意味な数字である。したがって、会社資産の30%を国有私有化庁に移転したとしても当該額の現実妥当性は疑わしい」と吉井はとらえる。私有化対象企業に関しては、約200の国有企业のうち、30ほどが選定されたようである。問題はチャウシェスク時代の重化学工業分野の国有企业の大半は赤字であり、黒字転換への見込みが立たず、また、黒字転換の可能性があり赤字企業はまず清算をする必要があるわけだが、このための法律の未整備が問題であったとされる。

1992年から94年にかけて私有化された企業は863社であり、このうち853社が中小規模であったと指摘される。「大企業の私有化は全くと言ってほど進まなかつた。また、私有化された中小企業の株式も、経営者・従業員買取方式が推奨されたことにより、企業経営者あるいは労働者が購入し、企業外部が購入することはなかつた。つまり、ルーマニアの中小企業は国有企业から自主管理企業へと変化しただけであり、株主や銀行のコントロールを受けるというコーポレートガバナンスが確立されることはないのである」。

他方、新規の私企業設立に関しては、「90年末までの個人企業設立数は・・・・過半数を占める個人単位企業は主としてタクシー運転手であり、そのほかの場合も主として商業・流通業に偏つており、国民経済全般への影響力はそれほど大きく」なかつたとされる。

4. ルーマニアの産業政策と中小企業政策

吉井はルーマニアなど中東欧諸国経済の問題と転換方向を次のように整理する。

- ①ソフトな企業予算制約からハードな予算制約へ。
- ②歪んだ産業構造から比較優位に適した産業構造への転換。
- ③コメコン崩壊以降のエネルギー確保。
- ④高度情報化や環境対策の遅れの克服。

こうした中で、ルーマニアはどのような「産業政策」を指向すべきか。これは中東欧諸国でのルーマニア経済のあり方をも象徴している。一つは「ルーマニアにおいては、他の中東欧諸国以上に社会主義経済時代の産業構造の問題点が大きい」こと（農業の比重が大きい）。二つめには「エネルギー、天然資源に恵まれているが、その生産ベースはすでに衰退期に入っている」、三つめには「チャウシェスク時代の自主独立路線により、重化学工業を中心とした過度な高度経済成長路線が採用された」こと、四つめに「コンピュータ化や環境保護などの波に乗り遅れたこと」。

こうしたことを克服するさまざまな戦略が立案されたが、実際には「国際支援機関や企業による外国からの資金流入が頼みであり」、また、「政府がある部門を意図的に縮小、発展させるという姿勢がやはり感じられない」と批評されている。ただし、中小企業との関連では、「(1998年経済リストラクチャリング政策では—引用者注) 中小企業問題を地域発展政策の枠内でとらえようとしていること、・・・全国的な地域計画を策定するとあることなどから、地域政策としての産業政策、中小企業政策を展開しようとしており、全国レベルでの個別産業分野介入型の産業政策は行わないというEU基準の最策が採用されている」。

ハンガリーやポーランドとの比較でのルーマニアの「産業政策」の特長は、余りにもその具体性にかけると吉井は指摘する。このためには、どの産業部門をリストラするのかなどの課題があり、こうした方向へ誘導・説得するには「ルーマニアはより強力で、より賢明なる政府を持つ必要がある。そして、国民がこのような政府に対し信頼（クレデビリティー）を与える必要がある。ルーマニアの産業リストラクチャリングの課題は10年間変わっていない」と観察される。

他方、中小企業政策については、吉野は中東欧諸国の場合、つぎの三重の意味で重要であると主張する。①大企業偏重の企業システムの改善と効率的な企業間関係の創出、②成長のエンジンとしての中小企業の新たな育成、③雇用の吸収源としての中小企業の役割の重要性。ルーマニアでの中小企業定義はEU加盟との関連性もあり、EU定義に合致したものの採用の動きがあるようである。1999年の「中小企業インセンティブ法」によれば、量的定義として零細企業（従業員数9人以下）、小企業（10~49人）、中企業（50~249人）であり、質的定義として従業員数250人以上の企業に資本の25%以上を保有されていないこと、年間売上額が800万ユーロ以下であることとなっている。中小企業数についてみれば、1991年以降急増したものの、1994年に企業設立ブー

ムは一段落したようである。このほとんどは流通業に集中する。

中小企業政策の所管機関は、従来、国家開発庁であったが、私有化の開始により国家私有化庁にその中心が移り、1997年には首相直属の改革評議会に、98年には中小企業庁の開設をみた。政策の実施においては、EUのPHAREプログラムによって設立されたルーマニア中小企業センター(CRIMM基金)があり、中小企業への投資を行っている。信用保証機関としてルーマニア貸付保証機関があり、その他に各国の援助により設けられた経営指導センターがある。

では、ルーマニアにおいて中小企業の抱える問題として何が課題となっているのか。これは他の中東欧諸国と同様に資金不足であり、また、さまざまな官僚主義、汚職などが挙げられている。

吉井は「実態」を踏まえて、ルーマニアを含めた中東欧諸国の中小企業は量的な面はともかくとして、質的な問題があり、これへの中小企業政策が十分でないと指摘する。具体的な点は主としてつぎの2点とされる。

- ①「中小企業政策の必要性に比べ、中小企業政策の策定力、試行力が弱体であったことは否定できない」こと。
- ②「中小企業金融制度が未発達であること」。

5. 研究課題をめぐって

著者はショック療法的政策が、特にルーマニアの場合には、貫徹されなかつたことが、ある意味では「失われた10年」となったことを示唆している。これにはもちろんいろいろなシュミレーション結果があるのであろうが、著者の接近法では必ずしも説得的な内容にはなっていないようにも思える。これは中東欧諸国だけでなく、ベトナムなどアジアで計画経済をとってきた諸国でも同様の問題を見出せるが、外資導入による経済発展を念頭に置く限り、投資国の市場経済制度に近似する制度や法律の急な導入と、さまざまな面での旧制度の撤廃や自由化など表面的なGDP統計にあらわれない歪みがボディープローのように作用しているのも事実であろう。これはより長期的にみたときに、その國のもつ潜在的成長力に対してマイナス側面をもつことも考えれる。その國のもつ文化や社会的基盤にも着目した点からのより包括的な分析手法を要する問題もある。これは今後の移行期経済での比較研究(ポーランド、ハンガリーなどルーマニアとは異なった文化や歴史的発展過程をとってきた諸国を対象として)上の重要な研究課題の一角を形成している。

以下では、中小企業や中小企業政策に絞って、中東欧諸国の研究課題についてふれてみたい。日本でもそうであるが、中小企業の実態は分かりにくい。各国の中小企業政策の形成過程をみればわかるように、これに先行して企業規模別統計整備の模索があるのは、実態把握の必要性と政策実行後のモニタリングの必要性があるからである。統計の整備ということでは、著者が指摘す

るようマクロ統計でも旧社会主義圏ではいろいろな問題と制約があったし、また、市場経済への移行後についてもいわゆるインフォーマルセクターの拡大もあり正確な統計整備（特に企業活動統計）にはさまざまな問題が付きまとってきた。

必然、こうした制約条件の下では、分析は当該政府や援助機関などの報告書や分析者自身のフィールド調査の包括性や正確性に依拠することになる。したがって、本書がルーマニアを中心とした中東欧諸国の「激動の10年」を扱った割には、ダイナミックな叙述でなく、制度の変化や一般的なマクロ経済の変化を追った抑制的効いた構成になっていることは、著者自身が自覚的に推論に及ぶ部分に慎重な姿勢を崩さなかったことに起因しているといってよい。

これは他方で、中東欧諸国のもつ中小企業問題とそれへの政策対応の特長が、きわめて一般的な指摘に埋没する結果となっている。先進諸国においても、中小企業問題の上位を占めるのは資金問題で、これをみる限り移行期経済もわれわれの経済も問題は共通するように見える。問題はその位相であって、これには中東欧諸国の金融市場やさまざま制度的問題点を踏まえていくつかの仮説なりを設定することによって、この部分がより鮮明になったかもしれない。もちろん、これも著者のフィールドスタディーの広さと深さに依拠する。混乱期の経済社会を調査する困難さと制約がここにある。この意味では、中東欧諸国の中企業に関する調査がある程度累積されてきたドイツやオランダなどの研究機関の調査報告書への言及と著者自身のフィールド調査結果との比較などがないのが惜しまれる。